

【協議第 3 号】

匝瑳市地域公共交通網形成計画策定業務委託仕様書（案）

1 業務の名称

匝瑳市地域公共交通網形成計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、匝瑳市にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにし、持続可能な公共交通網を構築するため、マスタープランとなる匝瑳市地域公共交通網形成計画の策定を支援するものである。

3 業務内容

(1) 公共交通に関する現況把握

ア 地域特性の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢 3 区分別、将来人口）や主要施設などの配置状況、交通特性（国勢調査、東京都市圏パーソントリップ調査）など地域特性について既存資料などを活用し、整理する。

イ 既存公共交通の現況把握

既存資料を活用し、鉄道、高速バス、路線バス、市内循環バス（6 ルート）及びタクシーなどの既存公共交通の運行ルート、運行本数、運賃、利用状況などを整理する。

市内循環バスについては、利用実績などを集計・分析するとともに、運行収支なども整理し、匝瑳市の負担額を把握する。

ウ 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

「第 2 次匝瑳市総合計画」や「匝瑳市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置づけなどについて整理・把握する。

(2) 市民などの意向把握アンケート調査の実施

ア 市民アンケート調査

日常的な交通行動や、公共交通の利用状況やサービスに対する満足度、及び公共交通の維持・確保のあり方などを把握し、バスの潜在需要層とそのニーズを探り、将来の公共交通のあり方を検討するに当たっての基礎資料

として活用するため、市民アンケート調査を実施する。

(ア) 対象者

15歳以上の市民を対象に2,000人無作為抽出（住民基本台帳）

(イ) 調査方法

郵送による配布・回収（調査票・配布用封筒、返信用封筒の印刷費、発送費・返送費は受注者の負担とする。ただし、調査対象者の抽出・ラベル印刷は匝瑳市が行う。）

イ 市内循環バス利用者アンケート調査

市内循環バス利用者を対象に、属性（性別、年齢など）、利用特性（利用目的、利用頻度など）や、運行サービスに対する満足度、改善点などを把握するため、ヒアリング調査を行う。調査方法は調査員による直接ヒアリング（平日1日、全便対象）とする。

ウ 地区別意見交換会の開催

日常生活の移動実態や公共交通に対するニーズなど、市民の生の意見を把握するため、意見交換会を開催する。地区は北部、中部、南部の3地区、各地区1回とする。開催に当たっての資料作成、会議の出席、運営支援、会議結果の取りまとめなどを行う。

エ 交通事業者へのヒアリング調査

交通事業者から聞き取り調査を行い、定性的な利用特性や市の公共交通の問題点、今後の公共交通網を考えるにあたり留意すべき点などを把握・分析する。

(3) 地域公共交通を取り巻く課題整理

地域の現況特性、上位関連計画におけるまちづくりの方向、市民の移動実態・ニーズなどから、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

(4) 地域公共交通に係る基本方針と目標の検討

ア 地域公共交通に係る基本方針と目標

前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を上位・関連計画との整合を図りながら設定する。

なお、目標については、地域旅客運送サービスについての利用者の数及

び収支などの定量的な目標を定める。

イ 望ましい公共交通網のあり方

地域公共交通の位置づけを明確にし、幹線公共交通とこれを補完する支線公共交通など、公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。

また、将来的な地域公共交通再編実施計画の策定を前提として、匝瑳市地域公共交通網形成計画において具体的な再編の施策を記載し、地域公共交通特定事業として明示する。

(5) 目標を達成するために行う具体的な事業

目標を達成するために行う事業を抽出し、事業概要、実施主体、スケジュールなどを検討する。

(6) 計画の達成状況の評価

P D C Aサイクルによる推進体制、評価の方法及びスケジュールなどを検討する。

(7) 匝瑳市地域公共交通網形成計画（案）の策定

前項までの内容を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）で規定されている地域公共交通網形成計画の記載事項、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）で規定されている地域公共交通網形成計画の記載事項などに留意し作成する。

ア 法で規定されている地域公共交通網形成計画の記載事項

(ア) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

(イ) 計画の区域

(ウ) 計画の目標

(エ) (ウ)の目標を達成するために行う事業、実施主体

(オ) 計画の達成状況の評価に関する事項

(カ) その他計画の実施に関し匝瑳市及び発注者が必要と認める事項

イ 基本方針で規定されている地域公共交通網形成計画の記載事項

(ア) まちづくり、観光振興などの地域戦略との一体性の確保

(イ) 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成

- (ウ) 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
 - (エ) 市民の協力を含む関係者の連携
 - (オ) 広域性の確保
 - (カ) 具体的で可能な限り数値化した目標設定など
- (8) パブリックコメントの実施支援
- 匝瑳市地域公共交通網形成計画（案）に関し、広く市民の意見を集約することを目的として、パブリックコメントを実施する際に、必要となる資料の作成及びホームページ掲載用のデータ（PDF）を作成するものとする。
- また、市民から集まった意見に対する、回答原案の作成を支援するものとする。
- (9) 匝瑳市地域公共交通活性化協議会の運営支援
- 匝瑳市地域公共交通活性化協議会（4回程度）の資料作成、出席及び議事録作成など、必要な支援を行う。
- (10) 打合せ協議
- 業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において打合せ協議を実施するものとする。

4 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 業務報告書（A4版ファイル綴り） | 2部 |
| (2) 計画書（A4版クルミ製本） | 50部 |
| (3) 概要版（A4版簡易製本） | 10部 |
| (4) その他関連資料 | 一式 |
| (5) 電子データ（Word、Excel、PDFなど） | 一式 |

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令及び匝瑳市の条例、規則などの例規を遵守しなければならない。
- (2) 成果品などに関する著作権の全ては発注者に帰属する。